

窓空宛名

〇〇市長
〇〇 〇〇

印

〈お問い合わせ先〉 〒000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国保課
電話 000-000-0000

配 当 計 算 書

下記受入欄に記載の換価代金等については、下記の受付期日および場所において支払欄または残余金欄に記載のとおり配当または交付をすることになりましたので、国税徴収法第131条の規定の例により、この計算書を作ります。あなたがこの書面にかかる処分について不服があれば、この通知文を受取った翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。ただし、地方税法第19条の4第4号の期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

(参考) 地方税法第19条の4第4号の期限は次のとおりです。
換価代金等（差押財産の売却代金および差し押さえた債権等の第三債務者から給付を受けた金銭）の配当に欠かんがあることを理由とする審査請求は、その換価代金等の交付期日まで。

滞 納 者	住（居）所				
	氏名又は名称				
受 入	換価財産等の名称、数量、性質および所在	金 額 (円)			
	別紙のとおり				
支 払	債権者の住(居)所および氏名	首長が確認した債権額 (円)	配当順位	配 当 金 額 (円)	備 考
残 余 金 円					
換価代金等の交付	期 日			場 所	